

平成24年9月27日（木）

於・特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会
第2回商標審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

開 会	1
審査業務部長挨拶	1
国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて	3
商標制度小委員会での「新しいタイプの商標」の検討状況の中間報告 について	1 6
今後の予定について	3 5
閉 会	3 5

開 会

○座長 それでは、皆様おそろいのようなので、始めさせていただきますでしょうか。

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会第2回商標審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

審査業務部長挨拶

○座長 本日は、議題に入る前に、審査業務部長、古瀬様が審査業務部長になられてから初めてということですので、御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○審査業務部長 皆様、こんにちは。私は8月1日に審査業務部長に着任しました古瀬でございます。本日は、座長をはじめ、委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は審査業務部長として、商標、意匠等を担当しております。商標制度については、私も、にわか勉強でございますが、国際的にもいろいろな動きがありますし、また、インターネットの普及、あるいは企業のグローバルな展開、そういった中で、制度を取り巻く環境は非常に変化していますが、そのような中で、上位組織の商標制度小委員会においては、平成20年から、もう4年ほど、商標制度をどのように見直していくのかということを継続的に議論していただいています。

その中で、まさに国際的な状況の変化を踏まえまして、時代に即した商標制度を整備していこう、そして我が国企業の事業活動を的確に支援していこうということで、今まさに、音やにおいといった新しいタイプの商標の保護をどうするかについて御審議いただいております。今週の25日には第29回の小委員会が開催されました。私も出席しましたが、新しいタイプの商標の保護の議論がされました。さらにパリ条約第6条の3への対応の在り方や地域団体商標についていろいろな議論をしていただきました。これらのテーマにつきましては、政策の議論、あるいは法的な枠組み等の議論が進んだ段階で、一定の結論を得

た上で、本ワーキンググループにおきまして、新しいタイプの商標の検討課題についての審査運用の在り方や具体的な審査基準について御検討をいただく予定にしております。

本日のワーキンググループにおきましては、今後の審査基準策定のための事前の準備段階ということで、商標制度小委員会での新しいタイプの商標の検討状況について中間報告をさせていただきます予定にしております。

それから、5月に第1回の基準ワーキンググループが開催されたわけですが、そのときに国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて御議論をいただきました。本日は2回目の議論となりますが、今回は、前回の御議論を踏まえて修正した基準の改正案について、パブリックコメントも実施いたしましたので、それも踏まえて御議論をいただきたいと思っております。本ワーキンググループの成果となりますので、皆様におかれましては精力的に御議論いただきまして、商標の制度をより使いやすい制度にするためにお力を貸していただきたく思います。

簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○座長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、本日の議事ですが、2点ということで、国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて、それから、新しいタイプの商標の検討状況、これは商標制度小委員会でもまだ検討中ということで、検討状況の中間報告をいただくということです。

それでは、まず配付資料を事務局から確認していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○商標課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、座席表、議事次第・配付資料一覧、委員名簿、そのほかに、資料1-1として「国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて」、資料1-2として『商標審査基準』の改正案（国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて）に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について」、資料1-3として「商標審査基準改正案」、続きまして、資料2として「商標法の保護対象に追加する商標のタイプについて」、資料3として「商標法の保護対象に追加する商標のタイプの検討課題」、資料3-1として「出願書類等における商標の明確な記載方法」、資料3-2として「登録された商標の範囲及びその適切な公示方法」、資料3-3として「新しいタイプの商標の登録要件（識別力等）」、資料3-4として「先行商標との類否判断について」がございます。

続きまして、参考資料がございます。参考資料1として「国内外の地理的名称からなる

商標登録出願の取扱いについて（案）」、これはパブコメに提出させていただいた案文でございます。参考資料2として「商標審査基準改正案の修正点」、これは前回ワーキンググループに提出させていただいた案とパブコメに出させていただいた案の対照表になっております。参考資料3として「立体商標の登録例及び審査の運用」、参考資料4として「新しいタイプの商標に関する海外主要国・地域における実態について（補足）」がございます。

資料が大変多数で、16点でございます。不足等ございませんでしょうか。ございましたら事務局のほうに御連絡ください。

それから、もう1点お願いがございます。御発言をなさる際は、お手元のマイクのスイッチをお入れいただき、マイクを近づけて御発言いただくようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

たくさん資料がありましたが、よろしいでしょうか。

国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて

○座長 それでは、前半の議題ですが、「国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて」ということですね。これは前回、基準案をお示しして、御意見をちょうだいしました。その御意見を反映して基準案を直した上でパブコメにかけたということで理解をしております。

では、事務局から説明をお願いします。

○商標審査基準室長 それでは、議題「国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて」を御説明いたします。説明に当たり使用する資料ですが、お手元の資料1-1、資料1-2、資料1-3、それから参考資料1と参考資料2でございます。

それでは説明を始めさせていただきます。資料1-1でございます。

「1. 検討の経緯」でございます。第1回ワーキンググループにおいて、「国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱いについて（案）」に関して御検討いただきました。その検討結果を踏まえて、その原案を一部修正した商標審査基準改正案（参考資料1及び2）についてパブリックコメントの募集を行いました。

この参考資料1については、先ほど商標課長からも御案内がありましたとおり、第1回の説明資料について御審議いただいた内容で修正したものをパブリックコメント手続で使

用したものでございます。また、参考資料2でございますが、左側の修正前とありますが第1回で提案させていただいた案で、右側の修正後というものが御審議いただいた内容で修正した改正案でございます。これを対照表でまとめたものでございます。改正案の概要と修正内容については、資料1-1の(参考)のところでもまとめてございますので、ここで御説明させていただきます。

(参考) 商標審査基準の改正案の概要でございます。まず3条1項3号の規定に関する商標審査基準の改正案です。①「国内外の地理的名称」からなる商標が「商品の産地、販売地」や「役務の提供の場所」を一般に認識させる場合には、3条1項3号の規定に該当するとして拒絶している審査運用を明確化する規定を設けました。②商標審査便覧に規定されている「国内外の地理的名称」の該当例を審査基準において明確化する規定を設けました。

次に3条1項6号の規定に関する審査基準の改正案です。③3条1項3号に該当しない場合であっても事業者の設立地等を表示する地理的名称又は事業者の設立地等として一般に認識される地理的名称からなる商標は、原則として、3条1項6号に該当することを明確化する規定を設けました。この点ですが、第1回のワーキンググループでの検討結果を踏まえて、参考資料1「国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱い(案)」の第6ページにおいて、事業者の設立地・事業所の所在地及び仕向け地の事例を追加し、参考資料2の改正案においては、事業者の設立地等が3条1項6号の規定に該当するとした理由を記載しました。

ここで参考資料1を御覧いただけますでしょうか。参考資料1の6ページにおいて、例1については前回もお示しさせていただいたものを少し読みやすく修文させていただきました。また、追加した事例が例2のケーススタディでございます。

続きまして参考資料2を御覧いただけますでしょうか。参考資料2の右側の修正後というところですが、3条1項6号に関する審査基準として、5. ですが、左側の修正前のものと比べますと、5行目から下線を引かせていただいておりますが、「事業者の設立地等として多くの場合に既に一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものであることを踏まえ、原則として、本号の規定に該当するものとする。」という形で、6号に該当する理由を追加させていただきました。

資料1-1に戻らせていただきます。④3条1項6号に該当する商標であっても、使用をされた結果自他商品又は自他役務の識別力を獲得している場合には3条1項6号の規定

には該当しないとする審査実務を明確化する規定を設けました。こちらは、前回御審議いただいた中でもこういう実務を明確化した規定を設けたほうがいいのではないかという御意見も踏まえて追加させていただいたものでございます。

「2. パブリックコメント」でございます。パブリックコメントを次のように実施しました。(1)意見募集期間ですが、7月20日から8月19日までの30日間でした。(2)意見提出方法としては、電子メール、ファクシミリ、郵送等々で、しっかりとしたものをいただきました。(3)提出意見数ですが、団体から2通、個人から3通いただきました。団体からは、それぞれ複数件の意見をいただいております。

そして(4)意見の概要及び意見に対する考え方でございます。資料1-2を御覧いただけますでしょうか。こちらにいただきました御意見の概要と、その御意見に対する考え方をまとめさせていただきました。

項番1でございます。「特定の地理的名称と認識される語のみからなる商標については、原則として識別力なしとして、使用により識別力を獲得したものについてのみ登録すべき」との御意見でございます。

これに対しては、「本審査基準の改正案は、国内外の地理的名称のみからなる商標が商品の産地・販売地や役務の提供場所を表示したものと一般に認識される場合は3条1項3号に該当するものとし、同号に該当しない場合でも、事業者の設立地等として一般に認識されるものは、使用による識別力を獲得した場合を除き、原則として、3条1項6号に該当する旨を明確にしたものです。本改正案は、ジョージア事件等の判例や裁判例を踏まえて識別力のない地理的名称をより明確にしたものであって、その改正内容は、御指摘の趣旨に反するものとはなっていないものと考えております」と示しました。

項番2でございます。「既に地理的名称を含む商標を使用している者に与える影響について十分に検討してほしい」との御意見でございます。

これに対しては、「本審査基準の改正案は、「地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告書（平成23年2月（財）知的財産研究所）等を参照しながら、商標制度小委員会での議論の経緯や結果を踏まえ、商標審査基準ワーキンググループにおいて御審議いただいたものであり、十分な検討と審議の結果と考えております」と示しました。

項番3でございます。「地理的名称の登録を認めないことにする背景やその理由があるとしても、『地理的名称に相当するものは登録しない』旨の拒絶理由は、新たな立法で検討されるべきである」との御意見でございます。

これに対しては、「商標制度小委員会のほうで審査基準の中での検討とございましたので、本審査基準の改正案は、現行法の枠内で、ジョージア事件等の判例や裁判例を踏まえて審査基準の一層の整備を図ったものであります」と示しました。

おめくりいただきまして、項番4でございます。「取り扱いのタイトルが変更されているが、当初問題とされていた『国内外の周知な地名』が『国内外の地理的名称』と変更されるに至った経緯及び理由、並びに、そのことによる内容の異同を明確にしてほしい」との御意見でございます。

これに対しては、「本審査基準の改正案は、ジョージア事件等の判例や裁判例を踏まえたものであるところ、同判決では『一般に認識させる』ものであるとし、必ずしも地名が周知であることを要件としておりません。第1回ワーキンググループにおいても、同旨の指摘がなされました。そのため、当該趣旨を明確にするために、パブリックコメントに掲載した文書の標題を『国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて(案)』と変更しました」と示しました。

項番5から9については、3条1項6号の新設した5.の基準案についての御意見が複数寄せられておりましたので、これをまとめさせていただきました。「商標法3条1項3号には該当しない地理的名称を一般的に登録しないことにする背景及びその理由を明確にしてほしい。特に、事業者の設立地等の国内外の地理的名称であっても、その使用態様によって商標として機能するか否かが決まると考えられることから、これらが自他商品(役務)の識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないとする理由を明確にしてほしい」との御意見でございます。

これに対しては、「商標法では、国内外の地理的名称のみからなる商標は、商品の産地・販売地又は役務の提供場所を表示したと認識されないものであっても、自他商品・役務の識別標識としての機能を果たし得ないものであれば、3条1項6号によって商標登録を受けることができません。また、登録要件の審査は、特定の出願商標の実際の使用態様でなく、願書に記載された商標及び指定商品・役務によって判断するものです。かかる観点から、本基準案5.においては、事業者の設立地等を表示する又は事業者の設立地等として一般に認識されるにとどまる国内外の地理的名称を表示する商標については、多くの場合に既に事業者の設立地等として、一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものであることを踏まえ、使用による識別力を獲得した場合を除き、原則として、3条1項6号に該当するものとして取り扱うことを明確化しました」と示しました。

項番 10 でございます。こちらも 3 条 1 項 6 号 5. に対する御意見でございました。「本件基準案は、『国内外の周知な地名』であることを要件とする場合と比べ、かえって過度な規制になるおそれがあるから、5. 中『原則として』の前に『当該地理的名称の周知性を考慮した上で、』を加えるべきである」との御意見でございます。

これに対しては、「本基準案 5. において、地理的名称が事業者の設立地等として一般に認識されるものか否かは、種々の要因を総合的に勘案することとなります。このため、地理的名称の周知性は、一判断要素ではありますが、それのみではないため、『周知性』のみを特に勘案すべきとはしておりません。また、国内外の地理的名称からなる商標が、例えば商標として使用された結果自他商品・役務の識別力を獲得している場合にも、同号に該当しないものとして取り扱うこととしており、基準案 9. においてその旨を明確にしています。したがって、本基準案 5. によって、一律に地理的名称からなる商標の登録が認められなくなるわけではなく、過度の規制となるとは考えておりません」と示しました。

おめくりいただきまして項番 11 と 12 でございます。こちらは審査基準改正案 3 条 1 項 6 号の 9. にかかわるものでございます。まず 1 点目でございますが、「使用により識別力を獲得した商標が 3 条 1 項 6 号に該当しないことは当然であるから、改正案 3 条 1 項 6 号 9. の『本号の規定に該当しないものとする。』の部分は、『本号の規定には該当しない。』のように記載すべきである」というもの、2 点目が、「改正案 3 条 1 項 6 号 9. は法律上当然のことなので記載不要と思われる。むしろ審査基準には、商標法 3 条 1 項 6 号に該当しない地理的名称にはどのようなものがあるのか、あるいはどのような基準を満たせば同号に該当しなくなるのかを明記すべきである」との御意見でございます。

これに対しては、「3 条 1 項 6 号の審査基準 1 ないし 8 に該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号の規定には該当しないものと考えております。基準案 9. は、かかる実務を確認的、かつ、審査官がどのように審査すべきかを示すものとして、他の基準とのバランスも考慮して『該当しないものとする。』といたしました。なお、国内外の地理的名称が 3 条 1 項 6 号に該当するか否かは、種々の要因を総合的に個別具体的に判断されるべきものでありますから、事前に該当しないもの又は該当しなくなるものを定めることは適当でないものと考えております。ただし、本審査基準の改正案は、ジョージア事件等の判例や裁判例を踏まえたものでありますから、事業者の設立地等として一般に認識し得ないものであれば、同号には該当しないものと考えております」と示しまし

た。

資料1-1にお戻りいただけますでしょうか。「3. 国内外の地理的名称からなる商標登録出願について」でございます。ただいま御紹介した、パブリックコメントの御意見の概要及びその御意見に対する考え方とおりでありまして、パブリックコメントに付した改正案を特に修正しなければいけないような御意見はなかったと考えられますので、パブリックコメントに付した改正案に基づいて作成した「商標審査基準改正案」を、資料1-3として、現行の審査基準の中に盛り込ませていただきました。3条1項3号については3. のところを修正させていただきました。それから、3条1項6号のところについては5. 及び9. として新設の規定を改正案として設けさせていただきました。

こういった審査基準の改正案によって商標審査基準を改正することとし、改正商標審査基準を速やかに公表し、施行することとしたいと考えております。この改正案について御審議いただけますよう、よろしく願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から御意見を賜りたいと思います。御自由にお願いします。

確認しますと、改正される審査基準の改正案自体は資料1-3、そしてこれの取り扱いはどうするかという、いわばアクションの原案は資料1-1ということでございます。いかがでしょうか。委員の皆様の御意見を大体反映させていただいたのではないかと思います。どうぞ御自由に御発言ください。

○委員 修正後の案で結構だと思いますが、1点だけ確認ですが、前にも確認したかもしれないのですが、修正後の、事業者の設立地等として「多くの場合にすでに一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものであることを踏まえ、原則として本号の規定に該当するものとする。」の部分です。その前の一般に認識される国内外の地理的名称で「一般的認識」というのが当然に要件になっていると思うのですが、今読み上げた部分は、要件ではなくて、理由ですね。必ず一般的に使用されるという立証はなかなかできないのではないと思うので、そうすると「一般に認識」というところが要件で、その後の、「多くの場合……一般的に使用される……」という部分は、これは理由づけだと思っていのでしょうか。確認だけです。

○座長 この部分、前回の会合後につけ加えていただいた部分です。御趣旨の確認をお願いいたします。

○商標審査基準室長 まさしく御指摘されたとおりでして、つけ加えた部分は6号に該当

する理由でございます。

修正前の第1回ワーキングで提示した内容ですが、参考資料2を御覧いただけますでしょうか。左側の修正前の3条1項6号5.の規定ですが、少し省略して説明させていただきますと、5.の規定は「事業者の設立地等を表示する商標又は事業者の設立地等を一般に認識させるような地理的名称からなる商標は、同項3号の規定に該当しない場合であっても、本号の規定に該当するものとする」という書き方になっております。それぞれの地理的名称からなる商標がいきなり6号に該当するというような書き方になっておりましたので、なぜ6号に該当するのかという理由があったほうがわかりやすいというご指摘がありましたので、修正案ではその理由をつけ加えさせていただいたものでございます。

○座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○座長 それでは、それ以外の御意見、何かございますか。

○委員 表現ぶりにやや違和感のある箇所がないわけではないのですが、審査基準の内容としてはこれでいいのではないかと思います。前回は発言させていただいたのですが、地理的名称の多くは、ほとんどが3号でいけるだろう。6号で拒絶になるという例は、実際には余りないのではないかと思います。事務局に作成していただいた「チューリッヒ」とか「ジュネーブ」のように該当例がないわけではありませんので、このような審査基準を作成したことについては意義があると思います。

細かい表現ぶりについても、必要であればやりますが、後でも結構です。

○座長 ありがとうございます。

それでは、細かい点はちょっと措かせていただいて、とりあえずその他の皆様から、御意見等ありますでしょうか。

○委員 前回は御質問させていただいたのですが、ビジネスのブランドの名前のつけ方ですと、例えばフランス語を使ったりして名前をつけることがあるのですが、その場合に、偶然その名前が都市の名前であるということもあると思います。それは基本的には、産地とかそういう要件に入っていない場合は、立ち寄り地とかでない限りは拒絶されないということだと思うのですが、実際の審査の段階で、事前のサーチレポートの場合には、例えば名前があればそれで拒絶されるということでしょうか。審査の実務的にはどうなるのかなというのが気になりまして、その辺をお聞きしたいと思います。

○座長 ここは審査基準を考えているので、具体的な審査手順フローがどこまでできているかわかりませんが、おわかりになる範囲でお願いします。

○商標審査基準室長 まず審査のほうですが、出願商標については、外注によりサーチレポートを作成しますが、そこで辞書に載っているからその地名がすぐに拒絶ということではなくて、辞書に書いてある内容をしっかり読ませていただき、指定商品・指定役務との関係でそれが3条1項3号に規定する産地、販売地、役務の提供場所に該当するか否か、また、インターネット等調査でそのような要因がなければ、それは該当しないという判断をしているところでございます。同じような判断が改正案についてもなされると考えております。

○委員 ありがとうございます。

○座長 そのような趣旨でよろしいですか。

○委員 前回の議論を反映していただいたという修正案で、基本的にこれで異議はございません。

私も表現の点で幾つか確認したい点がございしますが、大筋はこれでよろしゅうございます。

○座長 ありがとうございます。

表現については後ほど戻らせていただくとしまして、ほかに何か、考え方自体について御意見がございませうでしょうか。

○委員 今回の審査基準の改正の目的である従来の実務の運用の明確化という点が審査基準に盛り込まれましたので、私としてはこれで結構ではないかと思えます。ちなみに、アンケートで意外だったのは、6号の項目9について、「当然のことだから不要だ」という意見が二つあったのですが、プロの方の御意見なのかなと思えます。一般人にとっては、項目9を入れるというのは有意義ではないかと思っております。

○座長 ありがとうございます。

そのほか、よろしゅうございませうか。

○委員 前回の議論とパブコメの意見を酌んでいただいた改正案で、基本的に我々弁理士会としても賛成でございませうので、これで進めていただきたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。

それでは、表現ぶりについて御発言お願いいたします。

○委員 それでは、法律ではなくて基準なので、余りうるさいことを言うなとお叱りを受

けるかもしれませんが、ちょっと気づいたということで、どうするかはお任せしたいと思います。

まず3条1項3号の3. の3行目の頭から5文字目の「等」ですが、丁寧に書き起こしできないのかな。指定商品と指定役務が一緒になって書かれているので。実は、その行以下の文章では商品と役務を丁寧に書き分けているので、余計に目立つのです。例えば、「等」のところを、指定役務を後に持ってきて、「又は指定役務がその地理的名称の表示する土地において現実に提供されていること」と書けば済むのではないかなというのが1点です。基準だからいいのだということであれば、それはそれで結構です。

それから、もう1点御指摘をしておきます。次のページの(注)の4行目の「(以下、第3条第1項第6号において同じ。)」。

これでいいのかな。私の頭でこれを素直に読むと、3条1項6号しか読めないのです。その次の(2)が読めないのではないかな。だから「以下、」と書かずに、「(2)及び3条1項6号において同じ。」と書けば足りるのではないかなと思いました。

それから、3号の関係では便覧から大分持ってきているのですが、結構なことだと思います。そうすると便覧と重複しているところが出てくるので、もしかしたら便覧も改正するのかしらと思ったのですが、新しい基準と内容においてそごがなければ多少の重複はいいのではないかと考えますし、便覧の修正をすると、またこのワーキンググループに戻ってくるとそれも大変だなと、いろいろ思いながら、便覧をどうするか、事務局の感想をお聞きしたい。

それから、次は3条1項6号ですが、9. の2行目、「認識することができるに至っているものについては、」これは日本語かなという気がしたのです。いろいろな訂正の方法があると思いますが、認識することができる、最初は「もの」でも入れたらどうかと思ったのですが、「できるものに至っているものについては」では「もの」が重なって物々しくなるな。だからこうしたのかな。事務局も苦労しているなと思いながら、例えば「認識することができる状況に至っているものについては」ぐらいにしてくれると日本語的には自然なかなと思いました。

以上です。基本的に修正にはこだわりません。

○座長 ありがとうございます。

○委員 私は2点だけ、読んでいて、どうかと思っただけで、強くこだわるものではないです。

3条1項6号の最後の9.でございます。この点についての修正の趣旨は資料1-1、1. (参考) の④で書いておられまして、「第3条第1項第6号に該当する商標であっても……」と書いておられますが、改正案を読みますと「上記1. ないし8. に掲げる商標において」と書いておられます。これが同じ意味になるのかどうか、つまり、「上記1. ないし8. に掲げる商標において」というのが要件として限定が加わった趣旨であるとするれば、1. から8. ですべて網羅されているのかどうか、1. ないし8. に掲げる商標以外のもので使用によって識別性ができたものは、9. から外れてしまわないかと、読んでいてふと思いました。そういう深い意味がないのであれば、よろしいかと思えます。

2点目は、先ほど話題になりました9. 中の「至っている」という点でございます。法律の条文では「至っている」という文言はないのですが、ここで殊さらに「至っている」と入れられたのは、特別の意味があるのかどうかということでございます。商標法では、3条1項6号の逆読みも同じことになると思いますが、3条2項では「使用をされた結果……認識することができるものについては」となっています。「認識することができるに至っているものについては」と変わっているところは、何か意味があるのかないのか、この2点でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、まず3号関係をまとめて御回答をいただこうと思いますが、確認しますと、3. の(1)で、「指定商品が生産され若しくは販売され又は指定役務が提供されている」という書き方をしている箇所があるのに、書き起こしの部分では「生産され又は販売されていること等」となっているのはなぜでしょうかということと、注の中の（以下、第3条第1項第6号において同じ。）という「以下、」と、「第6号において」という関係ですね。この2点についてお願いできますか。

○商標審査基準室長 まず第1点目ですが、こちらは判決の文面をそのまま利用させていただいたところがありまして、そこで「等」でまとめさせていただいたところがございます。ですので、御指摘のとおり商品と役務をしっかりと書き分けたいと思います。

続きまして括弧書きの「以下」のところも、射程の範囲がはっきりしないところがございましたら、こちらも修正させていただきたいと思えます。

○座長 それでは、第1点は書き分けるということで、書き分けはできますか。「地理的名称の表示する土地において」という言葉が間に入っていますが、大丈夫ですか。

場合によっては語順が変わることもあるかもしれませんね。いずれにしても、そういう

ことで丁寧に書いていただいたほうが、審査業務上もよろしいかということですね。

それから、「以下」のほうはどちらに変えますかね。「以下、同じ」あるいは「以下、第3条関係については同じ」といえば当然第6号まで入るわけですが、そういうふうにするか、あるいは「本条(2)及び第3条第1項第6号において同じ」というふうにするか、どちらかですが、これは御検討いただくという感じでよろしいですか。

この2ヵ所だけですか、出てくるのは。

○商標課長 ほかに同じ言葉が出てくるか出てこないかによると思いますので、それを確認した上で、いずれにしても(2)が読み込めるように、はっきりと直したいと思います。

○座長 それでは、漏れがあってははいけませんので、確認するというので、これはお任せいただきたいと存じます。

それから、もう1点御質問がありました便覧をどうするかということでございますが、これはどなたから御回答いただきましょうか。

○商標課長 少なくとも便覧についても、ある程度整合性をとれるような形に今後修正していかなければいけないと思っています。改めてこちらのワーキングで御議論いただくというよりも、中身的には基準の中で御議論いただいたと思いますので、整合性をとる観点で適宜修正をさせていただければと思います。それで御了解いただければと思います。

○座長 もちろん修正が必要になりますが、引越した部分は重複するのかどうかということですね。それは御検討いただくということで、いずれにしても、当ワーキンググループは商標審査基準に関するワーキンググループですので、便覧についていちいちここにお諮りすることはないということによろしゅうございますね。

それでは、第6号のほうですが、9. に関して二つ御指摘がございました。1点は「上記1. ないし8. に掲げる商標において、」が、運用上限定になってはおかしいのですが、限定するという趣旨になりはしないかという御指摘でございますね。それから、2点目は「認識することができるに至っているもの」という表現ぶり、あるいは、そもそもなぜ「至っている」という言葉を入れたのでしょうかという御質問でございますが、御回答はありますか。

○商標審査基準室長 それでは、まず2点目のほうですが、「認識することができるに至っている」の表現については、皆様のお手元に資料がなくて恐縮ですが、現行の審査基準の3条2項の3.(1)のところに「商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかは」という表現ぶりをしているところがございまして、これに基づいて書かせていただいたと

ころがございます。

○座長 そういうことで、「至った」という言葉もあり、「有するに至った」とそちらにあるので、「認識することができるに至っている」と。確かに、余り違った表現ぶりをする、なぜ違うのだという疑問を生むということでもありますね。

書き出しの部分はいかがでしょう。恐らく、原案の趣旨は、1. ないし8. に掲げる商標であってもということですね。ですから、「商標においても、」と、「も」が一つ入れば、限定する趣旨ではないことがわかるのではないかと思います。

○商標課長 座長の御指摘のとおりでございます。我々が意図していたのは、現在までのところ、基準の1. から8. に「該当する」という言い方をしているだけにとどまっていたのですが、「該当する」と言ってしまうと使用による識別力は認められないのかという疑問が出てしまうおそれがあるので、該当すると書いてあっても使用による識別力は認められ得るというのを明らかにしたいという意図でございました。しかし、今の書き方ですと「それだけか」という御疑問が生じるとのご指摘ですので、座長がおっしゃっていただいた「も」とか、含みを持たせるような形にできれば、より趣旨が伝わりやすいと思いますので、そういう形に修正したいと思います。

○座長 ありがとうございます。

そのようなことですが、よろしいでしょうか。重ねて御発言ございますか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは確認させていただきますが、3号については、まず商品と役務の書き分け、これはすべて書き分けるという形で整合します。

それから、括弧内の「において同じ。」については、ほかの部分を確認した上で、特定して示すかどうか、あるいは「以下、」という形で概括的にするかを決めるということです。

それから、6号の9. については、「上記1. ないし8. に掲げる商標においても、」と、「も」を入れさせていただきまして、「認識することができるに至っている」というのは、確かに私も気持ちはよくないのですが、2号との書きぶりの整合性もありますので、余りさわらないということによろしいでしょうか。

○委員 本日審議した基準は審査基準ではありますが、本日は審判部の方も多数来ておられるようなので、この基準は審判の基準でもあると理解させていただいてよろしいでしょうか。

○座長 これはどなたに御回答いただきましょう。

○第 35 部門上席部門長 審査基準ですので、審査に向けた基準ということになります。実際に新基準の 6 号で拒絶査定され審判請求されるものは多くはないと思われませんが、例えば「飲食物の提供」を指定役務とし商標が「ニューヨーク」の場合などが、新基準の 6 号が適用されるのではないかと考えておりますので、審査に向けた基準とはいえ、審判においても、新基準の趣旨を踏まえて判断していきたいと考えております。

○座長 今回は法改正等をしているわけではなく、あくまでも従来の条文及び判例法によってつくられた法律上の考え方を確認するための基準の改正ということでございますので、そういう意味で、もちろん基準は審査に対して向けられたものではありませんが、その考え方は特許庁の中で共有されているということであろうかと思いますが、よろしゅうございますか。

そのほか、何か御発言ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほど私が申しあげましたような修正を加えさせていただいた上で、皆様の御了解が得られたと理解させていただきます。これによりまして商標審査基準を改正することになり、特許庁のウェブサイト等を通じまして本ワーキンググループからの報告ということになろうかと存じます。そのような取り扱いで異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、具体的なスケジュール等につきまして事務局から御説明をいただけますでしょうか。

○商標審査基準室長 それでは、商標審査基準改正案について必要な修正をしまして、座長に御確認をいただいた上で、本ワーキンググループの報告として近日中に商標審査基準を公開したいと考えます。また、今回説明に使用した資料 1 - 2 のパブリックコメントに寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方についても、特許庁のホームページ上で回答するという形で公開したいと考えております。以上です。

○座長 ありがとうございます。

パブリックコメントの意見、今回は採用するには至りませんでしたでしたが、考え方がやりとりされていて、その中身が公表されていくこと自体に意味がありますので、そのような取り扱いでよろしく願いいたします。

それでは、前半の議題については以上とさせていただきます。

商標制度小委員会での「新しいタイプの商標」の検討状況の中間報告について

○座長 次に、本日の第2の議題ですが、商標制度小委員会で議論いただいております「新しいタイプの商標」の検討状況について中間報告をいただきたいということです。事務局から御説明をお願いいたします。

○商標制度企画室長 それでは、資料2以降につきまして私から御説明いたします。

商標制度小委員会における審議の中間報告でございますが、このワーキンググループの第1回会合は5月25日に開催されましたが、それ以降、商標制度小委員会は3回開かれております。第27回が5月28日、第28回が6月18日、そして第29回が9月25日に開催されました。各小委員会におきましては精力的に「新しいタイプの商標」を始め商標制度の見直しに関する事項について御議論いただいておりますが、本日は、特にこのワーキンググループにおいて今後御審議いただくという前提で、最も関係が深いと考えておりますテーマ、資料について御説明いたします。

本日の資料は、日付が24年6月となっておりますが、これは資料一覧にも書いてございますように6月18日の第28回小委員会において御審議いただいた資料をそのまま、資料番号を変えてお示ししております。これに基づいて私から、若干分量が多うございますので、なるべく簡潔に御説明したいと思います。

まず資料2、「商標法の保護対象に追加する商標のタイプについて」を御覧いただけますでしょうか。

まず総論ですが、昨今の経済状況、あるいはインターネットを取り巻く状況等を踏まえまして、我が国企業においても新しいタイプの商標に関するニーズがあるという認識、それから、国際的な状況を見ても、新しいタイプの商標の保護は国際的な趨勢になっている。そのような状況の中、我が国においても新しいタイプの商標について制度整備に取り組んでいく必要があるというのが冒頭のはしがきでございます。

「1. これまでの検討経緯」であります。平成21年10月に報告されました「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」の報告書ですが、ここでは、皆様も御案内のとおり、五つの新しいタイプの商標について保護対象に追加することが適切であろうという御報告をいただいております。具体的には、動きの商標、ホログラム、輪郭のない色彩、位置、音、この五つについて保護の方向で検討することが適切である。一方、2

ページ目に参りますが、その他の、例えば香り・におい、触感、味等の商標については、権利範囲を明確に特定することが困難であることなどを踏まえて、保護対象には追加しないことが適切と報告書では示されておりました。

その後の商標制度小委員会における議論ですが、第25回、今年の2月に開催された小委員会におきましては、ワーキング報告書以降の新たな国際情勢や今後の各国の制度・運用の進展の可能性などを踏まえて、香り・においといった商標も含めて、その保護の在り方について引き続き検証していくこととされました。また、第27回におきましては、商標の定義規定の見直しについての議論がなされました。

これらのこれまでの審議を踏まえた問題の所在として、第28回におきましては、商標法の保護対象とすべき商標のタイプの検討に当たっては、香り・におい、触感、味などの商標についても、出願書類においてどのように明確かつ正確に商標をあらわしていくか、それから、そういった商標について商標登録するためにどのような審査が求められるかといった点についての検討が必要である。この検討は、従前の五つの新しいタイプの商標の特定の方法や登録要件などとの整合もあわせて検討していく必要があるというのが問題の所在でございます。

次のページに参ります。「3. 海外主要国の状況」でございますが、米国、豪州においては、これら香り・においのような視覚で認識できない商標についても、商標の説明文などにおいてその内容を明確に記載させた上で審査が行われている。極めて少数ですが、登録例もございます。

欧州においては、商標の定義規定に「写実的に表現できること」という要件が課されております。現在ですが、欧州でジークマン判決という代表的な判決が出た影響もありまして、においの商標については写実的な表現の要件を満たさないということで、現行の運用では出願されても拒絶されているのが実情でございます。

それから、韓国においては今年の3月に音、においの商標を新たに保護対象として追加しました。そして、視覚で認識することができない商標については、商標の定義規定において写実的に表現することが求められております。

4. は今後の検討に当たっての基本的な考え方ではありますが、商標権というのは排他独占権でありますから、商標法に基づいて保護を受ける商標については権利範囲あるいは登録のための要件は、明確かつ適切なものである必要があります。その視点から、以下、四つの論点について検討することとしております。第1には出願書類における商標の明確な

記載方法、第2点として登録された商標の範囲及びその適切な公示方法、3番目として識別力等の登録要件、そして4番目として先行商標との類否判断、これらを検討する必要がある。

これらの点について検討し、願書に記載される商標の内容が、明確かつ十分に記載されることを登録の要件とする。そして識別力などの登録要件を厳格に運用すること、さらに、商品又は役務の本来的な機能を確保するために用いられるに於いての独占に適さない商標については登録を認めないこと、こういった関連の規定の整備を行うことによって、商標のタイプについて、においなどの商標も含む新しいタイプの商標全般について商標法の保護対象とすることが可能と考えられるのではないかという基本的な考え方をお示しております。

そして、なお書きでございますが、これらの点については商標小委で基本的なところを御議論いただいておりますが、具体的な登録要件の運用、あるいは審査実務などについては、審査基準ワーキンググループにおいて検討を進めることとするということで、次の資料3以降には各論的な資料が別途ございますが、基本的な方向性としては6月18日の商標制度小委員会において御了承をいただいております。

次に、各論として先ほど申し上げました四つの論点について引き続き御説明いたします。1枚めくっていただいて、資料3には各論の四つの項目を書いております。

次の資料3-1に参ります。出願書類等における商標の明確な記載方法であります。

「現行制度の概要」ですが、現行制度上、願書には商標登録を受けようとする商標を記載しなければならない。それから、立体商標につきましても、その商標が立体商標である旨を願書に記載しなければならないとしております。願書に記載した商標に基づいて登録商標の範囲が定められるという構成になっております。

「これまでの検討経緯」ですが、ここでは新商標ワーキンググループ報告書の内容、それから、それ以降の商標制度小委員会における検討内容の要約を書いておりますが、商標制度小委員会での検討は、五つのタイプについての検討を書いております。時間の関係がございますので、ここはスキップさせていただきます。

2ページ目の下から6行目、7行目の「検討」に参ります。願書の記載方法等とございますが、上で述べております五つのタイプの商標以外の新しいタイプの商標の願書の記載方法については、五つのタイプに関する審議との整合性も踏まえて、以下のとおり考えられるのではないかと。

次のページに参ります。ここでも詳細についてはワーキンググループでと書いてございますが、1)の視覚で認識できる商標。以下の検討は、視覚で認識できる商標と、視覚で認識できない商標に分けてそれぞれ検討をしております。

まず①として、建築物の形状(店舗の外観(内装))等でございます。これまで、商標小委などにおいても「トレードドレス」という用語で検討を重ねてまいりましたが、トレードドレスといえますのは、そもそも国際的にその定義が確立していないのが実態であります。また、保護される対象も一義的に定まっているとは言い難い。しかしながら、海外主要国においてトレードドレスといわれるものの登録例を見ますと、四つに類型化できるのではないかと。一つは(a)商品の立体形状、二つ目は(b)商品の包装容器、三つ目として(c)建築物の形状(店舗の外観(内装))、そして、四つ目に(d)建築物の特定の位置に付される色彩等、これらに分けられるのではないかと我々は整理いたしました。

最初の二つ、商品の形状、包装容器等は、既に我が国においても立体商標として保護の対象となっております。また、三つ目の建築物の形状についても、その立体形状それ自体が独立して出所を認識させるものであれば、立体商標として保護の対象となり得るものである。

ここで、お手数ですが参考資料3を見ていただきたいのですが、参考資料3は立体商標の登録例及び審査の運用というもので、次のページをめくっていただきますと、店舗の外観などが立体商標として登録されている事例を幾つか挙げさせていただきました。

本体資料に戻させていただきます。立体商標として保護の対象となり得るものが(c)の類型ではないか。

それから、今後、「輪郭のない色彩」あるいは「位置」の商標が導入された場合には、(d)の類型であります建築物の特定の位置に付される色彩についても、それぞれ輪郭のない色彩や位置の商標として保護対象になり得ると考えられる。

したがって、(c)の類型の建築物の形状については、これまでと同様に立体商標の願書の記載方法で足りるのではないかと。(d)の類型の建築物の特定の位置に付される色彩などについては、その内容によりますが、輪郭のない色彩あるいは位置の商標の願書の記載方法によって対応が可能ではないかという整理でございます。

それから、2)視覚で認識できない商標の類型であります。香り・においの商標について記述しております。香り・においの商標は、視認できるものではないため、願書の商標記載欄に商標そのものを記載することはできませんが、願書中の商標記載欄又は商標の

説明文で、指定商品又は役務との関係において、その内容を取引者・需要者が明確に認識することができるような記載を求める必要があるのではないか。その記載内容がどの程度のものであれば十分に明確であると考えられるかというのは、今後、海外主要国の事例なども参考にしながら、整理する必要があるのではないか。

なお書きでございますが、審査実務の便宜に資するために、香り・においの標本もあわせて提出を求めることが可能となるような仕組みについて検討が必要ではないか。

次のページに海外主要国の幾つかの例を挙げております。これは登録例であります。アメリカにおいては自動車用合成潤滑油という指定商品について、「チェリーのにおいからなる商標」というシンプルな記載で権利範囲を画するというようにしております。次のOHIMの例は、「テニスボールで刈ったばかりの草のにおいからなる商標」、これもシンプルな書き方、現在は権利消滅しているものですが、当時こういう登録があったということでもあります。

一つ飛んで韓国、これは登録例ではございませんが、審査基準の例として出しております。これはOHIMのテニスボールの例を参考にしたものと考えますが、OHIMよりもより具体的に書くような例を審査基準に挙げております。こういう例を参考に、我が国においてもにおいの商標などにつきましてどのような商標の記載方法が適切であるか、検討を続けていくべきであるということでございます。

4 ページの下の(2) 商標の明確な記載の担保についてでございます。願書の商標記載欄に商標を記載するのみならず、説明文あるいは商標のタイプといったものを書いていただくこととなりますが、この場合、商標登録を受けようとする商標について、商標の説明が不十分な場合、あるいは商標記載欄に記載された商標と、例えば音のファイルでいう音声ファイルの内容とが整合しない場合には、商標が不明確となる場合もございます。このような場合に、明確性、あるいは十分に記載されることを担保するための方策を検討すべきではないかというのがこの問題意識であります。

ここでも韓国の例を挙げておりますが、韓国においては、視覚で認識することができない商標については、視覚的な方法で写實的に表現する、それを願書に書かなければならないとしておりまして、これを出願日認定要件としております。この記述がない場合には、特許庁長は、「返還」と書いておりますが、却下ということでしょうか、そういう処分をする。そして、韓国商標法 23 条においては、音やにおいが視覚的方法で写實的に表現されていない場合には、商標の定義の条項に基づいて拒絶理由通知を出すという建前になってい

るようであります。

4. は関連する論点として出願日の認定を挙げております。現行法では、願書に商標登録を受けようとする商標の記載があれば、出願日を認定することにしております。一方、マドプロにおいては、商標記載欄に相当する箇所に記載された商標によって国際登録日を認定することになっております。この国際的な枠組み、諸外国の制度との整合を考えれば、願書の商標登録を受けようとする商標の記載の有無によって出願日を認定することが適切ではないかというのが関連する論点として一つ述べております。以上が資料3-1、出願書類における商標の明確な記載方法についての検討でございます。

引き続き次の資料に行かせていただきます。資料3-2は登録された商標の範囲及びその適切な公示方法についてであります。

現行制度であります。現行制度では、登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定めなければならないとしております。また、商標公報につきましては、出願及び商標権に関して必要な事項を広く一般公衆に知らせるために発行するものでありますから、願書に記載した商標を商標公報、出願のほうの公報に掲載し、また、商標権の設定の登録がなされたときには、願書に記載した商標等を商標公報に、今度は登録のほうの公報であります。掲載するとされております。

これまでの検討経緯につきましては、ワーキンググループの報告書、それから商標小委における議論を書いておりますが、ここでは省略させていただきます。

次の2ページの3. 検討に参らせていただきます。(1)登録商標の範囲(商標との関係)でございますが、新しいタイプの商標の出願に当たっては、商標のタイプの記載、音の商標であるとか、動きの商標というタイプの記載、そして商標の説明文、音の商標の場合には音声ファイル、香り・においの商標の場合には標本等を提出していただくことを想定しております。

現行制度では、登録商標の範囲は「願書に記載した商標に基づいて定める」こととしていますが、新しいタイプの商標の導入においては、商標の内容を明確にする観点から、商標のタイプの記載、商標の説明文などを含めてその登録商標の範囲が定められるような手当てが必要となるのではないかと考えております。

他方、香り・においについては、標本の提出ということで、これは審査の便宜のために求めるということですが、これらの標本については、まず永続的に保管することの技術的な問題、また、仮に、定期的に出願人又は権利者からこれらの標本を提出していただくこと

しても、古い標本と新しい標本の同一性を正確に担保することといった問題がありますので、標本というものを登録商標の範囲を定めるものと位置づけることについては慎重に検討すべきではないか。

(2)は商標公報であります。先ほど申し上げましたように、商標の説明文なども出願において求めることとなりますが、説明文なども商標公報の掲載事項として位置づけることが必要ではないか。他方、音の商標についての音声ファイルですが、これについては、公報に掲載して周知することも重要ですが、より多数の方が、簡便な方法で音声ファイルにアクセスできるような手段を採用することは、ユーザーの監視負担をより軽減することにもつながりますので、当面は、特許庁のホームページなどを利用した方法の活用によって、第三者が容易に音声ファイルを聞くことができるような方策についても検討が必要ではないかというのが公報関係の考え方でございます。

次に資料3-3に参らせていただきます。新しいタイプの商標の登録要件（識別力等）でございます。

現行制度の概要は、現行の商標法の識別力に関する規定、商標法3条1項各号、3条2項、使用による識別力の獲得、それから、次のページに参りますが、(2)として自由競争の不当な制限の排除に関する規定として、これは立体商標に関する規定であります。商標法4条1項18号について記述しております。御案内のとおりのものでありますので、スキップいたします。

2. はこれまでの検討経緯で、新商標ワーキンググループ報告書、それから、それ以降の小委員会において五つのタイプについて検討された要点を記述しております。ここも飛ばさせていただきます。

飛んで、4ページに参ります。「検討」でございます。五つのタイプ以外の新しいタイプの商標についての検討を以下に書いておりますが、まず建築物の形状、香り・におい、触感、味等といった新しいタイプの商標は、以下の(1)、(2)で述べますが、通常、識別力を有しないと考えられるのではないかと基本的に考えております。ただ、識別力を有しないとされるものでありましても、使用により識別力を獲得することはあり得ますが、それも極めて限定的な場合と考えられる。

さらに、「加えて」以下の記述であります。これらの新しいタイプの商標を使用すること自体が仮に指定商品又は指定役務の関係で斬新なものであったとしても、それが専ら商品等の機能又は美観（魅力）の向上の観点から選択されたものであるときには、先に出願

したことのみを理由として、商標権として特定の者に半永久的にそれらを独占させることは、公益上の観点からも適切ではないと考えられる。例えば現行の4条1項18号の規定、先ほど申し上げた立体商標の機能性の規定であります。これらを踏まえつつ、商品等の機能を確保するために不可欠なもののみからなる商標を拒絶理由とすることも考えられるのではないかとというのが基本的な考え方でございます。

それで、(1)は視覚で認識できる商標のうち、①建築物の形状(店舗の外観(内装))等についての検討であります。商品等の立体形状は、多くの場合は、商品等の機能又は美観の向上に資することを目的として採用されるものである。現行の立体商標については、「需要者が指定商品等の形状そのものの範囲を出ないと認識するにすぎない形状のみからなる立体商標は識別力を有しないものとする。」と審査便覧に定められております。そして、建築物の形状のみからなる立体商標も、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないものと認められるものは、原則として識別力がないとされます。これは審査基準でございます。ただし、使用による識別力を獲得することによって、登録されることもあり得るのではないかとというのが建築物の形状に関する考え方です。

次に(2)視覚で認識できない商標、特に香り・においの商標について、幾つかの類型をつくり試案をしております。

まず(a)の類型であります。商品又は役務から自然発生的に生ずる香り・におい。例として、「ヒノキ製の風呂おけ」に「ヒノキのにおい」、あるいは指定商品「自動車のタイヤ」について「ゴムのにおい」、こういうケースであります。このようなケースは商品から自然に生ずるにおいでありますので、需要者が商品の出所を認識することは難しい、つまり、通常、識別力を有しないと考えられるのではないかと。

加えて、これらは、多くの事業者が当該商品において使用が避けられないことからすれば、たとえ使用による識別力を有するに至ったとしても、これらが商標権として保護された場合には、商品自体の独占になりますので、これらについては登録を排除することが適切ではないかと。これが一つ目の類型であります。

二つ目の類型として、自然発生的ではありませんが、商品又は役務の必須要素からなる香り・におい。例として指定商品「香水」について「麝香のにおい」の商標、「芳香剤」について「フローラルのにおい」の商標を挙げております。香水にとって香り・においは商品そのものであるように、このような商品の需要者は、商品の必須要素である香り・においを商品そのもの又は商品の品質として認識するということでもありますから、こういった

ものは通常、識別力を有しないと考えられるのではないか。

加えて、香り・においが商品の必須要素であるものに、香り・においを商標として保護することは、先ほどと同じように、商品自体の独占につながるおそれもある。したがって、これが、たとえ使用による識別力を有するに至ったとしても、登録を排除することが適切ではないかというのが二つ目の類型であります。

三つ目の類型として、商品又は役務の必須要素ではないが、その市場において香り・においが通常付加されるもの。必須要素ではないが、市場においては一般的に近い状態というものであります。指定商品「柔軟剤」について「ラベンダーのにおい」の商標、あるいは指定商品「シャンプー」について「ミントのにおい」の商標の場合であります。商品に香り・においを人為的に付加するのは、多くの場合には商品の機能又は魅力の向上に資することを目的として採用されるものであるといえます。そして、需要者においてもそういったものとして認識されることですから、通常、ラベンダーのにおい、ミントのにおいというものは商品の出所をあらわしたものとして認識されないと考えられます。さらに、市場において、そういったにおいを商品について使用したものは多数販売・提供されている場合もございます。

そうしますと、商品に人為的に付加されたにおいのみによって、需要者は商品の出所を認識するということが難しいと考えられますので、このような商標についても、通常、識別力を有しないと考えられるのではないか。

なお、そういった多くの事業者がその市場において商品のにおい・香りとして使用しているようなものであればあるほど、類似の香り・においが存在するわけですので、使用による識別力を有するものというのも相当程度限定的なケースになるのではないかというのが三つ目の類型についての検討であります。

四つ目は、(d)であります。商品又は役務の必須要素ではなく、かつ、その市場において香り・においが通常付加されないものということで、例として指定商品「ダーツの矢」に「ビールのにおい」という商標、それから、「エンジンオイル」に「チェリーのにおい」というような商標であります。先ほど申しあげましたように、商品に香りやにおいをつけるのは、多くの場合は、商品の機能、魅力の向上に資することを目的として採用されるものであるといえます。その商品の需要者においては、商品の機能又は魅力の向上に資するものとして認識されることから、通常、商品の出所をあらわしたものとしては認識されないと考えられます。

通常、そのような商標は識別力を有しないと考えられるのではないかというのが基本的な考え方、これはさっきの(c)の類型と同じでございますが、ただし、(d)の類型のものについては、使用による識別力を獲得することによって登録されることもあるのではないかといいますのは、この二つの例、「ダーツの矢」に「ビールのおい」というのはイギリスでの登録事例、「エンジンオイル」に「チェリーのおい」というのはアメリカでの登録事例として存在するということがあります、(d)の類型のものについては、使用による識別力に基づき登録される可能性もあるのではないかと考えております。以上が資料3-3、新しいタイプの商標の登録要件（識別力等）についての検討でございます。

最後に資料3-4、先行商標との類否判断についてでございます。

まず、「現行制度の概要」は、商標法4条1項各号の規定について述べております。公益上の理由や私益との調整の見地から、登録を認めないものについて4条1項各号で定めております。特に4条1項11号は、先願かつ先登録の商標と抵触する商標の登録を拒絶すると書いております。

次に、「これまでの検討経緯」。これについても、新商標ワーキング報告書の内容及びそれ以降の五つのタイプについての小委員会での検討の要点をまとめております。

飛ばしていただいて、3ページに参ります。「検討」です。五つのタイプとの整合性を確保することを踏まえて、それ以外の新しいタイプの商標についての考え方を書いております。ここでも、具体的な審査実務に関しては、商標審査基準ワーキンググループにおいて検討をお願いするとなっております。

(1)視覚で認識できる商標のうち、建築物の形状（店舗の外観（内装））等ですが、これについては、資料3-1等で述べましたように、立体商標の審査基準あるいは審査便覧の考え方が適用できるのではないかと。審査基準で立体商標の類否については、(a)、(b)、(c)のように基本的な考え方が書いてございます。これらの考え方を店舗の外観等について適用していけばよろしいのではないかとというのがここで書いてあることでございます。

4ページに参ります。なお書きであります、建築物の特定の位置に付される色彩等については、輪郭のない色彩又は位置の商標に関する類否の基準と同様の考え方のできるのではないかとというのがもう一つであります。

(2)は視覚で認識できない商標であります。香り・におい等についてですが、香り・におい、触感、味等の商標は、通常は、需要者が商品又は役務の出所を認識することは難しいと考えられますが、使用の結果、識別力を獲得した場合に登録を認めることはあり

得ます。海外主要国において、実際にはこれらの登録例は極めて少なく、その関係もありまして類否の判断基準を具体的に定めている例もありません。

香り・におい、触感、味等の商標の類否については、我が国における商取引の実態を踏まえて、商品又は役務の出所について誤認混同を生ずるおそれがあるか否かを原則としつつ、出願人から提出される資料をもとに、商標の類否について個別具体的に判断していくべきではないか。これは特段基準を設けるというよりは、個別具体的に、ケースに応じて考えていくとせざるを得ないのではないかと考えております。

以上、時間をかけてしまいました。第28回小委員会において御議論いただき、基本的には御了承いただいた新しいタイプの商標についての検討の御紹介でございました。ありがとうございました。

○座長 非常にたくさんの内容を要領よく御報告いただきまして、ありがとうございました。

これは、まだ正式に当ワーキンググループに付されたものではありませんので、自由討議ということで皆様から御質問、あるいは御意見などをお出しいただけましたらと存じます。いかがでしょうか。

○委員 内容はとりあえず置いておいて、今後、このワーキンググループで「新しいタイプの商標」というものを審査基準のところでも検討していくわけですが、現在のメンバーの構成を見ますと、企業の代表が基本的には私の所属する日本知的財産協会だけです。我々を選んでいただいたことは大変光栄なことで、協力することにやぶさかではないのですが、我々は構成上メーカーが多い。

新しいタイプの商標を考えたときに、視覚で認識できるものというのは使う可能性はあるし、できないものの中にも、においというものは比較的使っているメーカーは多いのですが、音に関して、実際の商品に付しているものというものは多くはないです。大抵の場合はコマーシャルとかそういうところでの音の使用になるのかなという認識でいるのですが、実際に役務とか、機械系のものとか、そういう商品で使う業界も当然あり得ます。今後、新しいタイプの商標のワーキンググループを進めていくに当たって、そういうユーザーを反映するような形で、複数の企業団体を参加させていただきたいと要望するものでございます。

○座長 これは御意見、御要望として、どういうアクションが今後あり得るか、事務局でよく考えていただくということで、承りました。

ほかに、いかがでございましょうか。今日はある程度時間がございますので。

○委員 今御説明いただいた中で、質問というか、確認ですが、まず資料3-1の3ページ目で「トレードドレス」の話が出てきました。今の説明を聞いた限りでは、定義は必ずしも確立してはいないけれども、一般的に言われているトレードドレスの範囲は、我が国では立体商標でカバーできているのではないかということだったように思います。

その中で幾つか例が書いてあって、(c)の中で建築物の形状、とりわけ内装ですね、店内のインテリアデザインとか室内装飾、こういうものが立体商標で登録されている例というのは日本でありますか。あったら教えてください。

○座長 お願いいたします。

○商標制度企画室長 まず私からお話ししますと、参考資料3に我々が調べたものを挙げさせていただきましたが、店舗の内装という類型のものとして見られるものは発見できていないというのが担当のほうの認識であります。商標課長、基準室長のほうであれば。

○座長 御存じの件がありますでしょうか。

○委員 もしないとすると、こういうものを含めて登録制度の対象にすることを考えていかなければいけないということですね。

○商標制度企画室長 さようでございます。御案内のとおり、アメリカ等、外国では店舗の内装というものも、いわゆるトレードドレスとして登録されている事例があるようでありまして、前回、ワーキングの第1回のときの資料でも紹介させていただいたと思いますが、そういう例にならって、我々はそういうものについても登録の可能性について検討していく必要があるかと思っています。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○座長 今の点は御指摘のとおりだと思いますが、現状、登録がないということで、現行制度のもとで内装について立体商標として登録できないのかということは、これまた違いますが。

○委員 私はできないように思うのですが。

○座長 そのあたりを、今回の法改正でできるようになるということなのかどうかは、また検討させていただければということで。

○委員 ありがとうございました。

それから、同じ資料3-1の4ページ目で、香りやおいについては標本もあわせて提出を求めることが可能となるような仕組みについての検討が必要という御指摘がある一方、

資料3-2の2ページでは、標本については登録商標の範囲を定めるものとするところはちょっと後ろ向きなコメントになっているのですが、登録商標の範囲として採用できないようなものを求めるのか、登録商標の範囲を定めるものではないけれども、標本を出しても良かったほうがいいというメリットが何かあるのかです。

○座長 いかがでございましょう。

○商標制度企画室長 それは、我々としてもその位置づけをどのように整理していくかというのは現在も検討中ですが、例えば、においの商標というのは、願書に「チェリーのにおい」とか、文章で書いていただくのを基本といたしますが、それを審査官が判断するとき、こういうものが「チェリーのにおい」として出願しているのだとか、審査官が参考にするというもので出していただくというような考えで現在はいるのですが。

○座長 御趣旨を敷衍していただくことができれば。

○委員 登録範囲を判定する対象にはしない、あるいは公報にも載せないというようなものが審査官だけわかってどうするのだという気もするのですが。

○商標制度企画室長 わかってどうするのかといえば、確かにそれはあろうかと思いますが、そういう御意見も含めて、我々としてはきちんと整理していくべきかな。今のところはそういう感じで検討中です。

参考までに、アメリカや韓国などにおきましては、アメリカは使用主義の国でありますから当然なのかもしれませんが、使用している見本としてにおいの標本を密封された袋に入れて出してもらい、韓国におきましても、何袋とか、あるいはパッチにつけてそれを出してもらい、それを閲覧にも資するように保管するというような運用もしているようですので、そういった諸外国の例も含めて、日本としてどのように運用していくのが適切か、考えていきたいと思っております。

○委員 わかりました。

もう1点だけ、資料3-3の6ページと7ページ、視覚で認識できない商標で、①香り・においの商標、(a)と(b)の二つの例を御紹介いただいて、なるほどなと思いつつも、説明の中で、たとえ使用による識別力を有するに至ったとしても登録をしないという規定がすごく気になりました。これは、要は3条2項の適用が本来できるものであっても絶対的に登録しないという意味だろうと思うのですが、そもそも3条2項が適用できるというのは、識別力があって、独占適応性も問題がないという意味ですよね。にもかかわらず登録しないというのであれば、例えば4条か何かで特別な規定を設けて、絶対的に登録しないとい

うことにするのですか。

○商標制度企画室長 大変鋭い御指摘ですが、我々の整理の方向としては、4条1項18号、立体商標について、いわゆる機能性についての拒絶理由、不登録事由がございますが、においなどの商標についてもそういった法理、論理に基づいて拒絶すべき事例もあるのではないかと。そういったものを想定して3段構えの文章にしております。

○委員 要は立体商標の4条1項18号の並びのことを考えておられるということですね。わかりました。結構です。

○座長 では、関連ということですので、どうぞ。

○委員 例えば香水にはにおいが必ずある、ここでは必須要素というふうにとらえておられると思いますが、立体商標の場合は、4条1項18号該当の機能確保に不可欠な形状だから、こういうものは商標としては評価しないよという条文なわけですが、必須要素からなるというのは、においがついていけばみんなだめなのか、それとも、そのにおいがすごく特殊なおいで、香水なら普通考えられない、そんなものは売れないと思いますが、すごい特殊なおいをつけたものまで、機能だということで全部拒絶する、4条1項18号とパラレルに条文をつくるとしたらそんな感じにならなくもないのではないかと気もするのですが、そこはどうでしょうか。

○座長 いかがでしょう。

○商標制度企画室長 考え方としては、(b)のタイプのケースかと思いますが、香水というのは香りがするもので、それがすばらしくいいものとか、だれも考えなかった材料や手法でつくった全く新規な香りというものもあるかと思いますが、もちろん、そういうことで香水の業界は切磋琢磨されていると思いますが、仮に今まで考えつかないようなおいで、よいにおいという意味ですが、先行のメーカーさんがそういうものを開発して香水のにおいとして出して、それを商標として登録を目指した場合、それは確かに先行するものとして新規性のある香りではありますが、それを商標として登録することによって、将来的に独占による弊害のおそれがあるのではないかと。そういう点からすると、香水についての何とかなのにおいというものは、基本的には、あまねく登録は認めない方向で構成していくほうが産業政策上望ましいのではないかと。

○委員 4条の中で蹴飛ばしてしまって、3条2項とかいうところでは扱わない。

○商標制度企画室長 4条1項18号になるか、あるいは3条の識別性でいくかというのはケースによるかと思いますが、また、4条1項18号を、においについてどういう論理構成

にするかは立法上の問題があるかと思いますが、基本的にはそういったものは独占には適さないのではないかと考えております。

○座長 ありがとうございます。

今は(b)と(c)の間に線が引かれているのですね。(a)と(b)の間の線はないのかとか、さっきの御指摘とも絡んで、なお事務局で練った上で、いずれこのワーキングに帰ってくる問題でございますので、また皆様にもよろしく願いいたします。

お待たせしました。お願いいたします。

○委員 先生方に先に言っていただいたところもあるので、整理しますと、まず1点目は、「名は体をあらわす」ということもあるので、そろそろ各タイプの新しい商標の呼び名、呼称を考え始めたらどうか、という点です。例えば「輪郭のない色彩」という呼び名は、そのまま維持されないのだろうなと思っています。例えばアメリカのようにシングルカラーといえば、単色、1色ということがはっきりしているわけですね。あるいは「色彩商標」と言ってしまうか、色についてはその点です。

○委員 色は、複数の組み合わせも入っていますね。苦労したネーミングに今はなっているとありますが、単なるシングルカラーだけではない。

○委員 マーブルとかそういうものがどうなるのかとか、概念的な整理をする上でも、各タイプの商標の名前を考えていくのがいいのではないか。「動きの商標」もそうですし、「におい」とか、「香り」とか、いろいろと、言い換えもしているので、そのあたりも、そろそろ概念整理も含めて呼称を考えたらどうかというのが1点目です。

それから、資料3-1の出願書類と資料3-2の公示の登録商標の範囲の話というのはトータルで考えていくことになると思いますが、そのときに、全部のカテゴリーを一つで考えるのはなかなか難しいので、においについてとか、色についてとか、音についてと、切り分けて考えるのも一法かなと思いました。

また、標本の持つ有効性については、色とか音については標本は劣化しないので、使えるのではないかと。また、ウェブサイトで色も見られると思います。一番難しいのがにおいの標本の扱いです。劣化してしまいますし、それをどう認識するか。審査時に審査官が嗅いだにおいと、その後に別の方が嗅いだにおいと、脳で識別するものが違うかもしれない。においについては、標本ベースでなく、むしろ説明文を基準に考えるなど、あわせ技で、説明文と標本と組み合わせて、トータルでどう判断していくかということではないかと思っています。

次に、説明文の特定の仕方について、どこまで具体的なものを求めるか。においては一番難しいのでちょっと置いておくとして、色の場合が考えやすいのではないかと思うのですが、例えば、単に赤だったら赤色でいいのか、それともパントーン何番とかいう特定まで求めるのか、そこは出願人の自己責任にするのではなくて、何らかの基準があったほうがいいのではないかと思います。

最後の資料3-3の識別力の観点は、おっしゃったとおり、(a)、(b)、(c)のところの線引きが悩ましいところで、特に(b)、(c)かと思うのですが、4条1項18号的なもので行くのか、それとも3条2項の適用のないものというのを、新たに3条1項X号で何か出てくるのか、それとも既存のものの中に落とし込めるのか、これも新しい商標のタイプごとに考えないと、一律に考えられないかもしれない。仮に、4条1項18号的なものをつくるにしても、新しいタイプのものすべてについてそういう手当が必要かどうか、疑問だと思いますので、商標小委での御議論を待ちながら考えていきたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。

事務局から御回答あるいはコメント等ございますか。

○商標制度企画室長 貴重なコメントをたくさん、ありがとうございます。

最後の識別力の登録要件、タイプごとにというのもありますが、この辺は今後、小委員会でのさらなる御議論を踏まえて、立法的にどういうふうに条文を考えていくかという検討において参考にさせていただきたいと思います。また、条文がどういう手当てになったかに基づいて、基準ワーキングでその条文を適用するための基準を考えていただくことになろうかと思います。ありがとうございます。

○座長 お願いします。

○委員 先ほどもちょっと話題に出ていたのですが、建築物の形状で内装を含む形状という新タイプですが、ここで書いてあることは、立体商標で全部カバーできるから、新しいタイプでは建築物の形状については特掲しないという意味なのか、それとも、タイプとしては明示して、実務としては立体形状と同じようにやればいいのか、特に立体形状のみからなる商標の考え方をそのまま導入していけばいいという考え方なのか、建築物の形状の明示方法が一つと、しつこいのですが、さっきの、今度は(c)のところ、さっきは香水だから、特殊なおいがかけてもそれも4条で蹴飛ばしてしまいますよということである可能性があると思いますが、資料3-3の7ページでは、柔軟剤にラベンダーのにおいとか、シャンプーでミントのにおい、これももっと特殊なおいがついているような場合は、文字商標

でも、いわば造語商標はストロングマークで識別力が強くなるということから考えると、柔軟剤でラベンダーならば識別力がないというのはいいと思うのですが、シャンプーのように、通常はついているよ、でもついているのは普通のおいだよ。もっと識別力が強い、「識別力が強い」特殊なおいがあった場合に、文字商標は造語については識別力が強くなることと平行に考えると、これを(b)と同じような扱いにしていいたほうがいいのだろうか。

あくまでも素朴な疑問でございまして、商標小委で議論される場所だと思いますが、その二つだけ、コメントがありましたらお聞かせいただければ。

○座長 お願いいたします。

○商標制度企画室長 御質問ありがとうございます。

まず最初の建築物の形状の明示方法等についてであります。資料3-1の3ページ、ベースはここにあります。いわゆるトレードドレスは、我々が調べたところでは四つの類型に含まれて、そのうちの二つは立体商標、三つ目の店舗の外観もデファクトとして、そういう登録があることも踏まえて、これも立体商標の考え方のできるのではないかと。それから、四つ目のものは色彩とか位置の商標の類型として考えることができるのではないかと。ここでの資料の整理です。多分、三つ目の店舗の内装とか、そういったものについての御質問になるかと思いますが、これが、先ほど御指摘があったように、現行の立体商標の考え方をそのまま適用できるかどうかについては、疑念もあるという御指摘もあります。我々として、まず法令用語としてどういうふうにするかというのは、「トレードドレス」というのは適当ではございませんし、「店舗の外観」というのもぎらつきますので、法令用語としてどういうものというのではないかと。今後は、基準とか、いろいろ取り扱いを整理していく上では、こういったものについてはきちんと整理して、「立体」という概念に包括的に入れられるのか、あるいは立体を幾つかに分けて、こういう場合についてはこういうもの、というふうに整理、検討していくべきものであろうかと考えます。

二つ目の資料3-3の7ページのところについての御質問であります。 (c)の類型、柔軟剤についてのラベンダーのおいのようなもので、端的に言えば4条1項18号のような拒絶の理由が適用されるのだろうかという御質問と理解しましたが、ここでは、先生もお気づきと思いますが、(b)と(c)では微妙に書き方を変えておまして、(b)では、独占につながるおそれもあるので政策的に排除すると書いてございまして、(c)の場合には、必ずしもそう言い切れるかどうか、我々としてもまだ検討中であらうございまして、そもそも(c)につい

での考え方は、まず識別力がないということで拒絶されるものが大方ではないかというのが前提でありまして、それを乗り越えたものがあるかどうか、引き続き具体例を考えながら検討していったら、乗り越えたものがある場合にどう考えるか、継続して検討させていただければと考えます。

また、もう一つ追加的に申し上げると、(c)の類型というのは、先ほど座長からもあったように、限りなく(b)に近づく可能性もある商品群であると思います。柔軟剤についてはにおいがあるのが当たり前というか、においのない柔軟剤のほうが珍しいぐらいで、そういう市場になりますと、(c)の類型のものは(b)の類型の考え方が適用されるものも出てくるのではないかと考えます。

○委員 4条1項18号とパラレルに考えるとすると、(b)と(c)はかなり違って、(c)は少なくとも、先ほど言ったような造語商標に匹敵するような特殊なおいがついている場合は、もともとにおいを出すということは香水のように必然ではありませんから、そのにおいは識別標識ではないかと素朴に疑問を持つわけです。

4条1項18号だと、3条2項はきかないですね。だから、ある意味で3条2項を排他的に排除してしまうのが4条の不登録事由なので、どこまでを4条の射程にするかというのは、においを認めました、だけどみんな4条1項18号類似のものに該当しますというふうになりかねないのではないかと。そんなにお願いがいっぱい出てくるとは思いませんが、法制度としてつじつまが合わない制度にならないようにしたほうがいいのではないかとこの疑問でお尋ねしております。回答は結構でございます。

○知的財産研究官 若干補足させていただきますと、(c)の類型の識別力を考える際に、においの特性といいますか、伝統的な文字・図形商標であれば、ユニークなものであれば、通常は出所を表示するためにつけられたものだろうと需要者の側からは判断できるわけですが、においの場合は、ほかに、効用を高めるとか魅力を高めるために使われることもあり得るわけなので、ユニークだから識別力が高まるというふうにはならない面もあるということで、識別力の段階ですら、かなり厳しめに判断させていただいているという事情もあると思っております。

○座長 それはそうなのですが、御発言は、その問題と4条的な問題との使い分けという話ですので、小委員会のほうの議論も待ちながらいろいろ考えていただきます。

お願いします。

○委員 意見と、指摘と、ちょっと質問をさせていただきたいのですが、まず意見につい

では、皆様いろいろとおっしゃっているように、においについての識別力のところですが、我々ビジネスに携わる者としては、大変よくまとめられていて、特ににおいの部分のまとめ方は非常に我々の意見を酌んでいて、いいのではないかと考えております。

それから、指摘ですが、識別力、資料3-3の4ページの(イ)の単音のみからなる音というところの説明ですが、単音のみからなる音と書いてあるのに「一つの音階のみよりなる」になっているのですが、一つの音階のみよりなる音という意味と単音はちょっと違うと思うので、そこは修正したほうがよろしいのではないかと思います。

それと、質問ですが、においに関してはかなり、商品の分け方としてきっちり網羅して分かれていると思うのですが、音に関しては、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)で4種類書かれているのですが、ここには入らないような音というのも当然存在するわけで、例えば2音以上からなるものとか、自然音ですね、雷の音とか、イヌの鳴き声とか、そういうものはここには入ってこないのですが、そちらは(ア)とか(イ)寄りなのか、(ウ)とか(エ)寄りなのかということでは決まっているのでしょうか。

○座長 では、質問について御回答をお願いします。

○商標制度企画室長 御指摘いただいた音の類型化による分析ということになりますが、実は小委員会でも委員から御指摘をいただいて、これについては、我々としても今後、特に基準ワーキングにおいて御検討いただくことを前提に、においの例にならって整理していきたいと考えております。

○座長 ありがとうございます。昔から、ライオンの声とか、いろいろございますので。

時間が過ぎておりますが、特に何か。

○委員 済みません。短めに。

我々弁理士会で出願の実務を担当する者からすると、新しいタイプの商標、願書の記載というのが非常にてこずるのではないかとことがあります。特に、におい等です。本願商標をきちんと、明確に特定しないといけないというのはそのとおりなのですが、商品・役務との関係で、余り厳密過ぎなくても特定を認められるような、ある程度フレキシビリティを持つよう、今後審査基準等を検討するときに、そういう方向で検討していけたらいいのかなと考えております。

もう一つは、入り口は入りました、特定はできましたといっても、識別力で切られてしまうのが実務的には結構多いと想定しています。入り口の商標の特定のところでかなりてこずって、ようやく実体審査にかかりました、ほとんど識別力で切られてしまいます。実

務的にはそういうことが想定されるのですが、出願人からすると、かなり努力をしてもやはりだめだった、時間をかけてもだめだったということになってしまいます。結論自体はしょうがないのかもしれないけれども、出願人からすると、実体的な結果が早くわかればそんなに商標の特定で苦勞しなくても済んだというか、早く諦めがついたとか、別な策を打てたということも生ずるかもしれません。それは審査基準だけの話ではなくて、特許庁内の方式と実体審査の組み合わせをどうするかということとかかわると思うのですが、できれば方式と実体審査を、並行してというのは難しいのかもしれないのですが、何らかの形で、早く結果が見えるようなこともあればいいのかな。これはあくまでも希望ですが、そういうこともお考えいただければと感じております。

○座長 これは御意見として承ったということでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、新しいタイプの商標については、また小委員会で議論が進みますので、適宜御報告をして、制度が決まりましたら私どもの議題として取り上げることにしたいと思います。

今後の予定について

○座長 以上で本日の実質の議論は終了でございます。スケジュールについて事務局からお話がございますか。

○商標課長 それでは、1番目の議題でございました地理的名称の扱いの基準については、座長と相談の上、適宜修正をした上で公表の運びとさせていただきたいと思っております。

次回でございますが、具体的な日程等々については追って御連絡ということにさせていただきます。よろしく願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

それでは、これにて第2回商標審査基準ワーキンググループを閉会とさせていただきたいと思っております。長時間の御審議、ありがとうございました。

閉 会